

水道局規程第21号

令和8年10月1日

鹿児島市水道局職員のハラスメントの防止等に関する規程（平成11年水道局規程第9号）の一部を改正する規程を次のように定める。

鹿児島市水道事業及び公共下水道事業管理者

水道局長 遠藤 章

鹿児島市水道局職員のハラスメントの防止等に関する規程の一部を改正する規程

第1条中「、職員」の次に「及び求職者等」を加え、「保護及び」を「保護並びに」に改める。

第2条第1号中「における性的な言動」の次に「並びに求職活動等において求職者等に対して行われる職員による性的な言動」を加え、同条第4号中「害されること及び」を「害されること若しくは求職活動等におけるハラスメントにより求職者等の求職活動等が阻害されること又は」に改め、同条に次の2号を加える。

(7) 求職者等 次に掲げる者をいう。

ア 職員の採用試験又は選考に応募する者

イ 水道局が実施する職員の採用に資する活動に参加する者

ウ 水道局が受け入れる実習を受ける者

(8) 求職活動等 求職者等によるその求職活動その他求職者等の職業の選択に資する活動という。

第3条第1項中「勤務環境」の次に「及び求職者等が求職活動等を円滑に行うことができるような環境」を加える。

第4条第3項中「職場環境」の次に「及び求職活動等の環境」を加える。

第5条第2項中「ハラスメント」を「ハラスメントの」に改める。

第7条中「講じる」を「講ずる」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の場合において、再発防止のために必要な措置を講ずるものとする。

付 則

この規程は、令和8年10月1日から施行する。